給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第２号

福井県鯖江市下司町第20号１番地２
再生債務者　葛野　礼法

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年５月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月15日　福井地方裁判所

平成２９年（再ロ）第３号

福井県鯖江市下司町第20号１番地２
再生債務者　葛野　亜衣

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年５月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月15日　福井地方裁判所

平成３０年（再ロ）第１号

大阪府大東市氷野４丁目６番44号
再生債務者　榎本　嘉明

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年５月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月15日

大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（再ロ）第２号

大阪府大東市氷野４丁目６番44号
再生債務者　榎本　悦子

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年５月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月15日

大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（再ロ）第１３号

大阪府八尾市久宝寺１丁目２番28号
再生債務者　遠藤　広宣

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年５月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月15日

大阪地方裁判所第６民事部

教育職員免許状取上げ処分公告

教育職員免許法第11条の規定により、次の免許状は取上げ処分とした。

平成30年５月24日　福岡県教育委員会

１．免許状の種類、免許状の番号、授与権者、授与年月日、本籍地、氏名、取上げ処分年月日

小学校教諭一種免許状、平28小一種第765号、福岡県教育委員会、平成29年３月24日、熊本県、藤本　春樹、平成30年５月９日

２．取上げ処分事由　教育職員免許法第11条第２項第２号該当

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.123.tkcnf.or.jp/AB026/onokougyousyo/
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成三十年四月二十六日
掲載頁　六十頁（号外第九十三号）

平成三十年五月二十四日

福島市町庭坂字堀ノ内三番地一
（甲）株式会社小野工業所
代表取締役　小野　晃良

東京都大田区下丸子二丁目三一番七号
（乙）株式会社テッコー
代表取締役　矢川　節夫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成三十年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議（各社とも会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は平成三十年五月二十三日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　平成三十年四月二十三日
掲載頁　七頁
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年七月三日
掲載頁　六十七頁（号外第一四二号）
平成三十年五月二十四日
東京都品川区東品川四丁目一二番四号
（甲）株式会社アコーディアＡＨ３６
代表取締役　田代　祐子
東京都品川区東品川四丁目一二番四号
（乙）株式会社アコーディアＡＨ３８
代表取締役　田代　祐子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成三十年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議（各社とも会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は平成三十年五月二十三日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年七月三日
掲載頁　九十四頁（号外第一四二号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年七月三日
掲載頁　六十六頁（号外第一四二号）
平成三十年五月二十四日
東京都品川区東品川四丁目一二番四号
（甲）株式会社アコーディア・ガーデン
代表取締役　田代　祐子
東京都品川区東品川四丁目一二番四号
（乙）株式会社アスクゴルフクラブ
代表取締役　田代　祐子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成三十年五月十一日
掲載頁　六十三頁（号外第一〇一号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成三十年五月十一日
掲載頁　六十三頁（号外第一〇一号）
平成三十年五月二十四日
東京都中央区日本橋茅場町三丁目二番二号
ＥＫＫビル二階
（甲）株式会社クラフトキャピタル
代表取締役　北島　尚樹
東京都国立市谷保六丁目五番地の二一
（乙）株式会社上島製作所
代表取締役　佐藤　親弘

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、平成三十年六月二十九日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）
掲載紙　官報
掲載の日付　平成三十年五月十一日
掲載頁　五十六頁（号外第一〇一号）
平成三十年五月二十四日
名古屋市中区栄二丁目一番一号
（甲）株式会社ひよりのおかげ
代表取締役　篠田　達幸
名古屋市中区栄二丁目一番一号
（乙）こどものおかげ株式会社
代表取締役　篠田　達幸

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、平成三十年六月二十八日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成三十年五月七日
掲載頁　九十三頁（号外第九十七号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成三十年五月七日
掲載頁　九十六頁（号外第九十七号）
平成三十年五月二十四日
北九州市八幡東区枝光二丁目一番一五号
（甲）モスト株式会社
代表取締役　三島　秀夫
北九州市八幡東区枝光二丁目一番一五号
（乙）株式会社エムティアイ
代表取締役　三島　正一